

東海市コミュニティバスらんらんバスの知多市への乗り入れに係る運賃について

1 内容

令和6年10月1日（火）から東海市コミュニティバスらんらんバスが知多市に乗り入れを開始するにあたり、運賃・料金等に関する協議を行うもの。

なお、路線の乗り入れ（乗合旅客運送の態様）については、令和6年2月13日（火）に開催した令和5年度第2回知多市地域公共交通会議で承認されています。

2 協議事項

路線名		東海市コミュニティバス「らんらんバス」 横須賀～中ノ池線
路線図及び時刻表		別紙のとおり
運賃に関する件	(1) 利用料金	1乗車：100円 ※次の方は無料 ・小学生以下 ・障害者手帳等をお持ちの方 ・市が発行する「特別乗車証（75歳以上の方等）」を提示された方
	(2) 支払方法	現金又は交通系ICカード決済 ※二次元バーコード決済は利用不可
	(3) その他	・1日乗車券 1枚：200円／日 （※現行の「乗継券」は廃止） ・定期券 1か月：2,000円 （※最長3か月まで販売。通勤用・通学用等の区分設定はなし） ・回数券 1冊：1,000円 （※100円券×12枚綴り）

3 公聴会（意見募集等）の結果

道路運送法第9条第4項の規定による運賃等の協議にあたっては、あらかじめ、パブリックコメントの募集等により住民、利用者その他利害関係者の意見を広く集め、反映させることが義務化されています。（道路運送法第9条第5項概要）

(1) 実施手法

知多市ホームページに「道路運送法第9条第5項に基づく意見募集について」を掲載

(2) 実施期間

令和6年4月1日（月）から令和6年4月30日（火）まで

(3) 結果

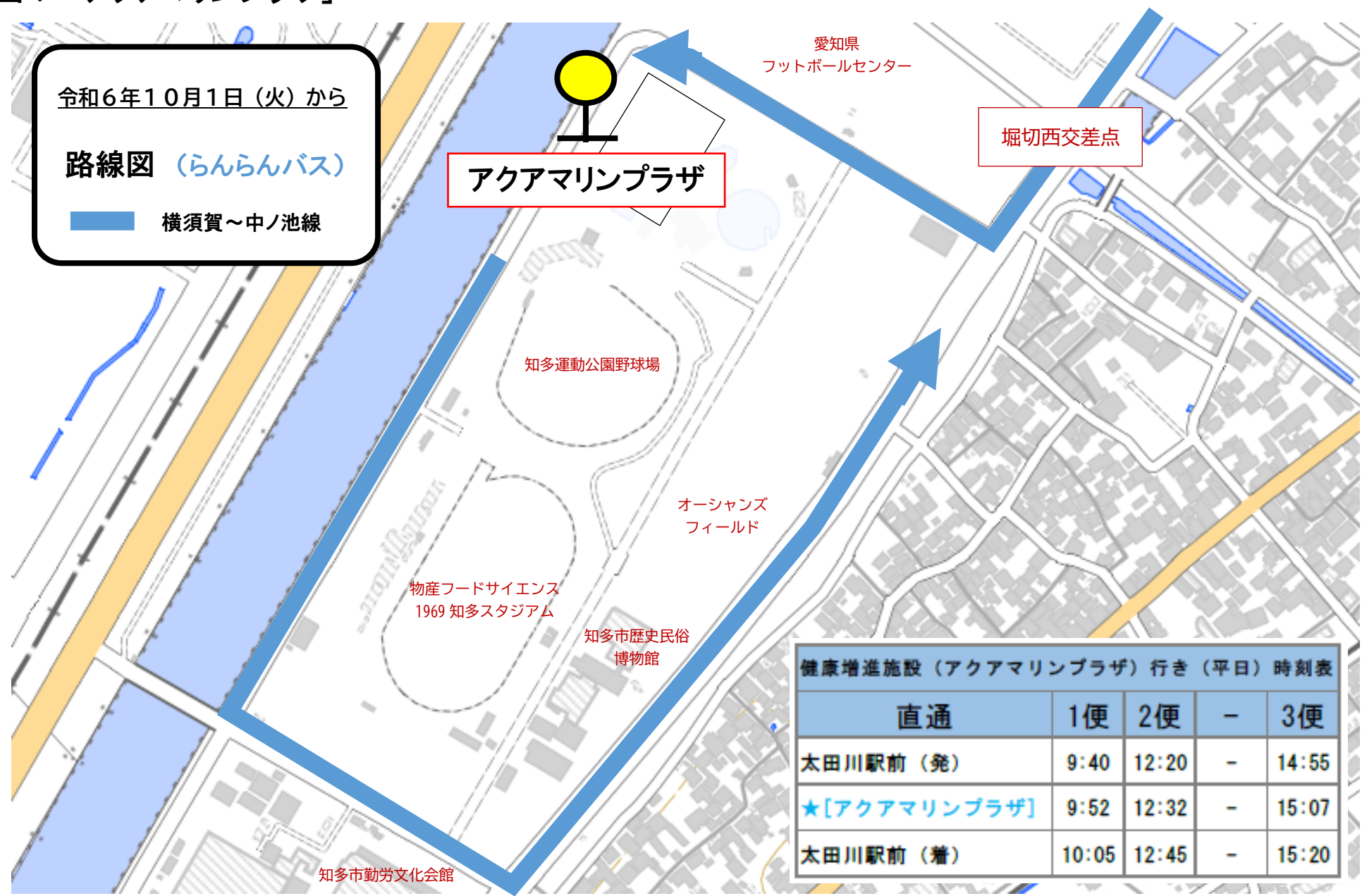
意見等はありませんでした。

東海市コミュニティバス(らんらんバス)の知多市内への乗り入れについて

らんらんバス 横須賀～中ノ池線

令和5年度第2回知多市地域公共交通会議 資料

図1 「アクアマリンプラザ」

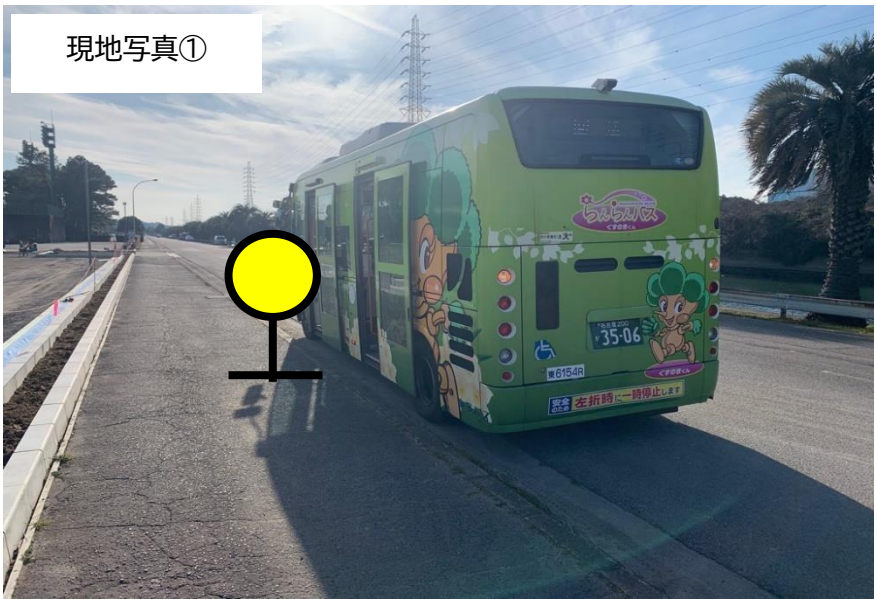


1 概要

令和6年10月1日(火)からのダイヤ・ルート改正により、「アクアマリンプラザ」バス停を新設するもの。

- バス停数 新設1基
- 名称 アクアマリンプラザ
- 所在地 知多市緑町8番地先
- 設置計画時期 令和6年(2024年)9月
- 道路管理者 知多市土木課

- 2 事前協議
- 令和5年(2023年)11月17日 : 運行事業者(知多乗合株) 支障なし
 - 令和6年(2024年)1月16日 : 知多警察署交通課 支障なし
 - 令和6年(2024年)1月16日 : 道路管理者(知多市土木課) 支障なし



運賃料金部会とは

◆概要

令和5年10月1日の道路運送法の改正により、運賃・料金等に関する事項を協議する場合は、地域公共交通会議ではなく、同法第9条第4項で規定する協議会での協議が必要となりました。

知多市では、知多市地域公共交通会議設置要綱（令和6年3月1日施行）に基づき、運賃料金部会を設置しています。

◆改正後の地域公共交通会議について

地域公共交通会議		地域公共交通会議	
根拠	道路運送法施行規則 (第9条の3)	根拠	道路運送法施行規則 (第1条の2)
主な協議事項	- 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 等	主な協議事項	- 乗合旅客運送の態様 (路線定期・不定期、区域) ・自家用有償旅客運送の必要性、 交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 等
対象	バス、タクシー、自家用有償旅客運送	対象	変更なし
構成員	市町村又は都道府県 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 住民又は旅客 運輸局 事業者の運転者組織 道路管理者 都道府県警察 学識経験者その他地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	構成員	変更なし

法第9条第4項の協議会 (協議運賃)	
根拠	道路運送法（第9条第4項）
協議事項	運賃・料金等に関する事項
対象	一般乗合旅客運送 市町村又は都道府県
構成員	運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 運輸局 関係住民の意見を代表する者として指名する者

（中部運輸局「乗合事業に係る協議運賃の取扱いについて」参照）

◆令和6年度第1回運賃料金部会の委員（4名）の構成について

(1) 知多市副市長	知多市地域公共交通会議会長
(2) 知多乗合株式会社 代表取締役社長	運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
(3) 中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
(4) 八幡コミュニティ会長	市民又は利用者の代表

（知多市地域公共交通会議設置要綱第7条より）